

## 釧路地方医療安全推進協議会要綱

### (設置)

第1条 釧路地方医療安全支援センター（以下「支援センター」という。）の業務内容等を検討するとともに、医療相談事例を踏まえた医療安全推進方策を協議するため、「釧路地方医療安全推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援センターの業務内容に関すること
- (2) 医療相談事例の分析及び助言・指導に関すること
- (3) 地域における関係機関・関係団体等との連携調整に関すること
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、医療の安全に関し識見を有する次の各号に掲げる者のうちから、釧路総合振興局（振興局）長が委嘱する5名以内の委員をもって構成する。

- (1) 医療関係団体の代表者
  - (2) 医療サービスの利用者
- 2 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は協議会を招集し、会務を総括する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 会長は協議会の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、釧路総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成15年12月18日から施行する。

この要綱は、平成16年11月16日から施行する。

この要綱は、平成19年 3月30日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 6月 1日から施行する。